

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：滋賀県後期高齢者医療広域連合

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	—
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	—

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- ＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	—
３１～３５年	—
２６～３０年	—
２１～２５年	—
１６～２０年	—
１１～１５年	—
６～１０年	—
１～５年	—

【説明欄】

上記区分については、次の理由により該当者が存在しないため「—」で標記している。

- 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律第４８条に基づき、市町が加入する組織であり、各派遣元により給与決定されており、公表の対象外とする。
- 会計年度任用職員（任期の定めのない常勤職員以外の職員）は、女性のみが通年雇用であったことから、公表の対象外とする。